⑶　高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ　割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ　割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ　実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ　適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ　事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に当社から国土交通省に届け出るものとする。

⑷　中日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

⑴①イ㈠に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道（均一制及び区間料金制区間を除く）を連続して通行する場合の料金の額は、⑴①イ㈡イ）Ａに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の１キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を１回の利用としたうえで、また、⑴⑦について、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を１回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第３条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

⑸　その他

イ　⑵割引制度は当面の割引であり、将来の料金制度のあり方については、高速道路の有効利用、渋滞緩和、交通需要の調整、地域振興などの観点から、財政状況や地方等の意見も踏まえ、利用しやすいものとするべく検討するものとする。

ロ　平成24年度及び平成25年度のマイレージ割引については、地方部上限割引などの導入による影響を踏まえて見直しを検討することとし、その結果により、割引内容を変更するものとする。

２．料金の徴収期間

平成18年４月１日から平成62年８月29日までとする。

１．一般国道１号（箱根新道）外３路線に係る料金の額及び料金の徴収期間

⑴　料金の徴収対象路線

路線名	道路名	料金の徴収区間
一般国道１号	箱根新道	神奈川県足柄下郡箱根町湯本（山崎インターチェンジ）から神奈川県足柄下郡箱根町箱根（箱根峠インターチェンジ）まで
一般国道16号	八王子バイパス	町田市（相原インターチェンジ）から八王子市（打越インターチェンジ）まで
一般国道139号	西富士道路	富士市（起点）から富士宮市（終点）まで
一般国道158号	中部縦貫自動車道（安房峠道路）	高山市（平湯インターチェンジ）から松本市（中ノ湯インターチェンジ）まで

⑵　料金の額

①　一般国道１号（箱根新道）の料金の額

各区間及び各インターチェンジ相互間の自動車の種類ごとの通行１回当たりの料金の額（単位：円）は、次のとおりとする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
200	250	300	400	700

（注１）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

（注２）上記の自動車の種類は、別添１－１のとおりとする。

②　一般国道16号（八王子バイパス）の料金の額

各区間及び各インターチェンジ相互間の自動車の種類ごとの通行１回当たりの料金の額（単位：円）は、次のとおりとする。

普通車	大型車	特大車	軽車両等
250	420	940	30

（注１）　上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

（注２）　上記の自動車の種類は、別添１－３のとおりとする。

③　一般国道139号（西富士道路）の料金の額

各区間及び各インターチェンジ相互間の自動車の種類ごとの通行１回当たりの料金の額（単位：円）は、次のとおりとする。

普通車	大型車	特大車
200	310	730

（注１）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

（注２）上記の自動車の種類は、別添１－２のとおりとする。

④　一般国道158号（安房峠道路）

自動車の種類ごとの通行一回当たりの料金の額（単位：円）は、次のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	600	750	900	1,250	2,050

（注１）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

（注２）上記の自動車の種類は、別添１－１のとおりとする。

⑶　割引制度

高速道路において、以下のとおり料金割引を実施する。ただし、⑵①の料金については、①、②、⑨、⑪及び⑭の割引のみ適用し、①、②、⑩及び⑬については、⑵④の料金には適用せず、⑫、⑮及び⑯については⑵④の料金のみに適用する。

①　マイレージ割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。）